

新たな化学物質管理

個人ばく露測定（確認測定）サービスのご案内

個人ばく露測定は、確認測定のほかリスクアセスメントの一環として実施するものです。

厚生労働省は、**濃度基準告示** [労働安全衛生規則第577条の2第2項(※1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(※2) 及び 厚生労働大臣が定める濃度の基準(※3)]と**技術上の指針**（化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針を定めました（2024年4月1日適用））。

◆濃度基準告示

・労働安全衛生規則第577条の2第2項(※1)

事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として、**厚生労働大臣が定めるもの**を製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を**厚生労働大臣が定める濃度の基準**（以下「濃度基準値」という）以下としなければならない。

・厚生労働大臣が定める物(※2)

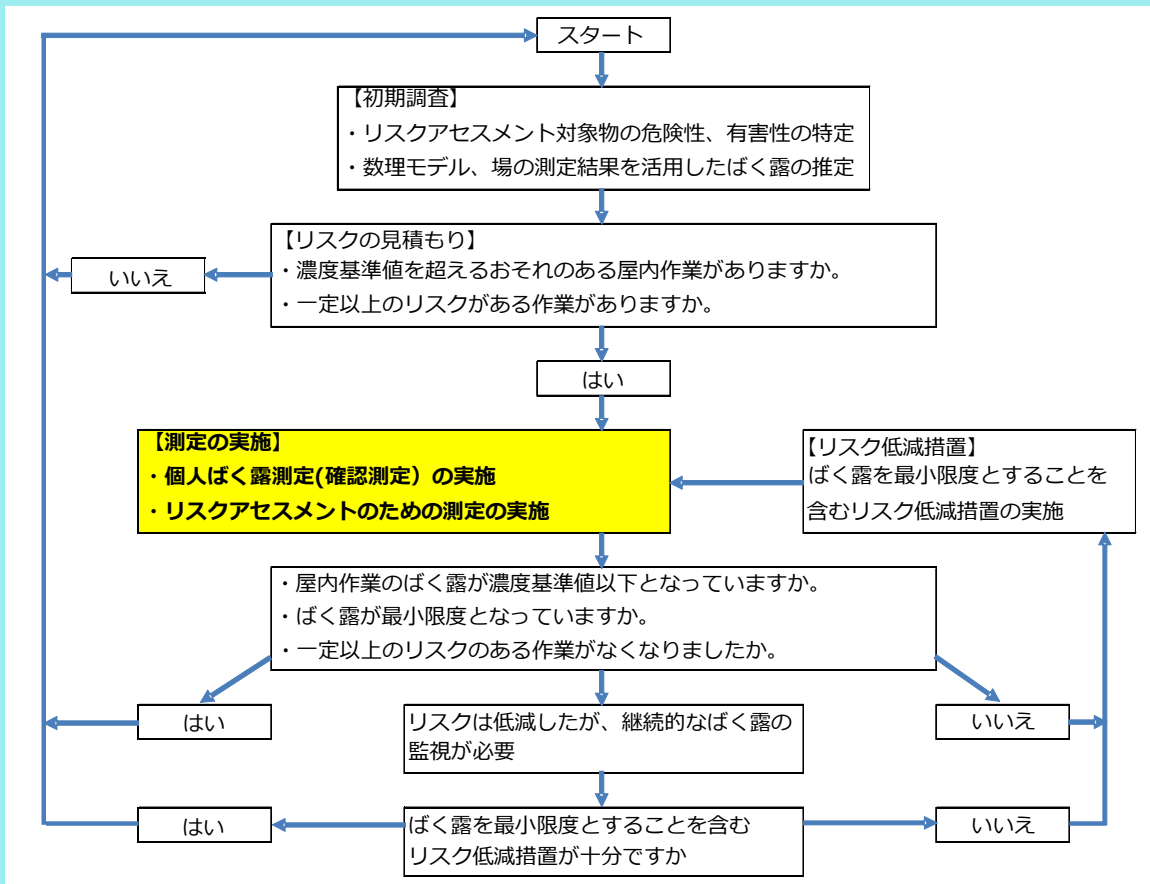
アクリル酸エチル等、67物質

・厚生労働大臣が定める濃度の基準(※3)

厚生労働大臣が定める物の種類に応じて、八時間時間加重平均値は八時間濃度基準値を超えてはならず、十五分間時間加重平均値は短時間濃度基準値を超えてはならない。

受け付けている物質については
お問い合わせください！

◆技術上の指針概要フロー



ご質問・お問い合わせは、下記担当までお願いいたします。